

特定小売供給約款変更届出書

令和 7 年 9 月 30 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款変更届出書

エ経料発 7 第 4 号

令和 7 年 9 月 30 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令 和 8 年 4 月 1 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 23 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給条件の変更の内容および新旧比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、特定小売供給約款にもとづく契約を管理しているシステムを将来的に新たなシステムへ移行することなどを背景に、業務効率化の観点から、一部の供給条件を見直しするべく、特定小売供給約款を変更することといたしました。

つきましては、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 供給条件の変更の内容 および新旧比較表

供給条件の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・ 供給の停止の予告および警告ならびに解約のお知らせ方法の見直し
- ・ 低圧電力の適用を受けて時報用または警報用のみに使用する
場合の取扱いの廃止
- ・ 使用電力量の算定方法の変更（30分ごとの使用電力量の合計
値へ変更）
- ・ その他の今日的見直し

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 8 年 4 月 1 日実施）
特定小売供給約款 令和 7 年 4 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款 令和 8 年 4 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
特定小売供給約款	特定小売供給約款
目次	目次
I 総 則..... 1	I 総 則..... 1
1 適 用..... 1	1 適 用..... 1
2 供給約款の届出および変更..... 1	2 供給約款の届出および変更..... 1
3 定 義..... 1	3 定 義..... 1
4 単位および端数処理..... 3	4 単位および端数処理..... 3
5 実 施 細 目..... 3	5 実 施 細 目..... 3
II 契 約 の 申 込 み..... 4	II 契 約 の 申 込 み..... 4
6 需給契約の申込み..... 4	6 需給契約の申込み..... 4
7 需給契約の成立および契約期間..... 4	7 需給契約の成立および契約期間..... 4
8 需 要 場 所..... 5	8 需 要 場 所..... 5
9 需 給 契 約 の 単 位..... 5	9 需 給 契 約 の 単 位..... 5
10 供 給 の 開 始..... 6	10 供 給 の 開 始..... 6
11 供 給 の 単 位..... 6	11 供 給 の 単 位..... 6
12 承 諾 の 限 界..... 6	12 承 諾 の 限 界..... 6
13 需給契約書の作成..... 6	13 需給契約書の作成..... 6
III 契約種別および料金..... 7	III 契約種別および料金..... 7
14 契 約 種 別..... 7	14 契 約 種 別..... 7
15 定 額 電 灯..... 7	15 定 額 電 灯..... 7
16 従 量 電 灯.....10	16 従 量 電 灯.....10
17 臨 時 電 灯.....16	17 臨 時 電 灯.....16
18 公 衆 街 路 灯.....20	18 公 衆 街 路 灯.....20
19 低 圧 電 力.....24	19 低 圧 電 力.....24
20 臨 時 電 力.....27	20 臨 時 電 力.....26
21 農 事 用 電 力.....29	21 農 事 用 電 力.....28

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
Ⅳ 料金の算定および支払い ……………31	Ⅳ 料金の算定および支払い ……………31
22 料金の適用開始の時期……………31	22 料金の適用開始の時期……………31
23 検 針 日……………31	23 料 金 の 算 定 期 間……………31
24 料 金 の 算 定 期 間……………32	24 使用電力量の <u>算定</u> ……………31
25 使用電力量の <u>計量</u> ……………32	25 料 金 の 算 定……………32
26 料 金 の 算 定……………34	26 日 割 計 算……………32
27 日 割 計 算……………34	27 料金の支払義務および支払期日……………33
28 料金の支払義務および支払期日……………35	28 料金その他の支払方法……………34
29 料金その他の支払方法……………36	29 延 滞 利 息……………35
30 延 滞 利 息……………38	
Ⅴ 使用および供給 ……………39	Ⅴ 使用および供給 ……………37
31 適正契約の保持……………39	30 適正契約の保持……………37
32 力 率 の 保 持……………39	31 力 率 の 保 持……………37
33 需要場所への立入りによる業務の実施……………39	32 需要場所への立入りによる業務の実施……………37
34 供 給 の 停 止……………40	33 供 給 の 停 止……………38
35 供給停止の解除……………40	34 供給停止の解除……………39
36 供給停止期間中の料金……………41	35 供給停止期間中の料金……………39
37 違 約 金……………41	36 違 約 金……………39
38 損害賠償および債務の履行の免責等……………41	37 損害賠償および債務の履行の免責等……………40
39 設 備 の 賠 償……………42	38 設 備 の 賠 償……………40
Ⅵ 契約の変更および終了 ……………43	Ⅵ 契約の変更および終了 ……………41
40 需給契約の変更……………43	39 需給契約の変更……………41
41 名 義 の 変 更……………43	40 名 義 の 変 更……………41
42 需給契約の廃止……………43	41 需給契約の廃止……………41
43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう料金および 工事費負担金等相当額の精算……………43	42 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう料金および 工事

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）		新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）	
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担……………47		Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担……………45	
46 供給方法および工事……………47		45 供給方法および工事……………45	
47 工事費負担金等相当額の申受け等……………47		46 工事費負担金等相当額の申受け等……………45	
附 則……………49		附 則……………47	
別 表……………57		別 表……………57	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
I 総 則 1 適用 (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県（富士川以東） 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力	I 総 則 1 適用 (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県（富士川以東） 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (11) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (11) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
の期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	の期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。<u>ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</u> (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
Ⅱ 契 約 の 申 込 み	Ⅱ 契 約 の 申 込 み
6 需給契約の申込み	6 需給契約の申込み
(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、<u>需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）</u>、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、託送約款等に定める供給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間
(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ	10 供 給

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 8 年 4 月 1 日実施）																																	
Ⅲ 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は，次のとおりといたします。 <table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低 圧 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">臨 時 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr></table> 15 定 額 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	C	臨 時 電 灯	A	B	C	公 衆 街 路 灯	A	B	電 力 需 要	低 圧 電 力		臨 時 電 力		農 事 用 電 力		Ⅲ 契約種別および料金 14 契 約 種 別 契約種別は，次のとおりといたします。 <table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="4">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr></tr></table>	需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B
需 要 区 分	契 約 種 別																																	
電 灯 需 要	定 額 電 灯																																	
	従 量 電 灯	A																																
		B																																
		C																																
	臨 時 電 灯	A																																
		B																																
		C																																
	公 衆 街 路 灯	A																																
		B																																
電 力 需 要	低 圧 電 力																																	
	臨 時 電 力																																	
	農 事 用 電 力																																	
需 要 区 分	契 約 種 別																																	
電 灯 需 要	定 額 電 灯																																	
	従 量 電 灯	A																																
		B																																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）																
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>169円19銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>288円88銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>528円26銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>767円65銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>1,246円41銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,246円41銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。	1 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの1灯につき	169円19銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	288円88銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	528円26銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	767円65銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,246円41銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電	1 契 約 に つ き	55円00銭
1 契 約 に つ き	55円00銭																
10ワットまでの1灯につき	169円19銭																
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	288円88銭																
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	528円26銭																
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	767円65銭																
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,246円41銭																
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭																
1 契 約 に つ き	55円00銭																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 8 年 4 月 1 日実施）												
ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>449円41銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>807円51銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>807円51銭</td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は，5アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	807円51銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭	ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>449円41銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>807円51銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>807円51銭</td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および	50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	807円51銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭
50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	807円51銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭												
50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	807円51銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）														
があります。 ハ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表 2 （燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （イ） 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>311円75銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>467円63銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>623円50銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>935円25銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,247円00銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,558円75銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,870円50銭</td></tr></table> （ロ） 電 力 量 料 金	契約電流10アンペア	311円75銭	契約電流15アンペア	467円63銭	契約電流20アンペア	623円50銭	契約電流30アンペア	935円25銭	契約電流40アンペア	1,247円00銭	契約電流50アンペア	1,558円75銭	契約電流60アンペア	1,870円50銭	があります。 ハ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表 2 （燃料費調整）(1)ニによって算
契約電流10アンペア	311円75銭														
契約電流15アンペア	467円63銭														
契約電流20アンペア	623円50銭														
契約電流30アンペア	935円25銭														
契約電流40アンペア	1,247円00銭														
契約電流50アンペア	1,558円75銭														
契約電流60アンペア	1,870円50銭														

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）																
イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,098円05銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <u>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</u> <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>27円14銭</td><td>25円57銭</td></tr></table> ハ そ の 他 <u>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</u> (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。	契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円14銭	25円57銭	イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,098円05銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の<u>季節別</u>の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>27円14銭</td><td>25円57銭</td></tr></table> (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用	契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円14銭	25円57銭
契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円14銭	25円57銭															
契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円14銭	25円57銭															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）																
の1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>473円84銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <u>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</u> <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>22円89銭</td><td>21円71銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力1キロワットにつき	473円84銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭	の1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>473円84銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の<u>季節別</u>の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>22円89銭</td><td>21円71銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力1キロワットにつき	473円84銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭
契約電力1キロワットにつき	473円84銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭															
契約電力1キロワットにつき	473円84銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）
(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 39 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 38 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 8 年 4 月 1 日実施）
45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	44 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 8 年 4 月 1 日実施）
附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和7年4月1日から実施いたします。 2 標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3 <u>一括前払契約についての経過措置</u> <u>定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（料金についての経過措置）(3)の適用を受けている場合に、(1)の契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。</u> (1) <u>契 約 期 間</u> <u>契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 月目の検針日の前日までといたします。</u> (2) <u>料金の適用開始の時期</u> <u>料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</u> (3) <u>前 払 対 象 期 間</u> <u>前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。</u> <u>なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。</u> イ <u>1 年 型</u> <u>前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。</u> ロ <u>半 年 型</u>	附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和8年4月1日から実施いたします。 2 標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和7年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和8年4月1日実施）					
<u>前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。</u> <u>(4) 前 払 額</u> <u>イ 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、</u> <u>予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたもの</u> <u>である場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）</u> <u>から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。</u> <u>なお、当社は、前払額について利息を付しません。</u> <u>ロ お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。</u> <u>ハ お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。</u> <u>ニ お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたし</u> <u>ます。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一</u> <u>括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払</u> <u>額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算し</u> <u>て 20 日目といたします。</u> <u>なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に</u> <u>延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延</u> <u>伸いたします。</u> <u>ホ お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払</u> <u>契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅した</u> <u>ものといたします。</u> <u>(5) 料 金</u> <u>各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって料金として算定された金額から次</u> <u>の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料</u> <u>金に順次充当いたします。</u> <table><tr><td rowspan="2"><u>1 契 約 に つ き</u></td><td><u>1 年 型</u></td><td><u>11円00銭</u></td></tr><tr><td><u>半 年 型</u></td><td><u>8 円80銭</u></td></tr></table> <u>(6) 前 払 額 の 精 算</u> <u>イ 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との</u>	<u>1 契 約 に つ き</u>	<u>1 年 型</u>	<u>11円00銭</u>	<u>半 年 型</u>	<u>8 円80銭</u>	
<u>1 契 約 に つ き</u>		<u>1 年 型</u>	<u>11円00銭</u>			
	<u>半 年 型</u>	<u>8 円80銭</u>				

